

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成23年4月27日
【会社名】	エヌ・デーソフトウェア株式会社
【英訳名】	N D Software Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 廣志
【本店の所在の場所】	山形県南陽市和田3369番地
【電話番号】	(0238) 47 - 3477 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 富田 茂
【最寄りの連絡場所】	山形県南陽市和田3369番地
【電話番号】	(0238) 47 - 3477 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 富田 茂
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 780,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

銘柄	エヌ・デーソフトウェア株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付） （以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
記名・無記名の別	記名式とし、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金780,000,000円
各社債の金額（円）	金20,000,000円の種類
発行価額の総額（円）	金780,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円 ただし、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
利率（％）	本社債には利息を付さない。
利払日	該当事項なし。
利息支払の方法	該当事項なし。
償還期限	平成27年5月12日
償還の方法	<p>1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円。ただし、繰上償還する場合は第2項第(2)号 ア及び アに定める金額によるものとする。</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 満期償還 本新株予約権付社債は、平成27年5月12日にその総額を償還する。ただし、繰上償還に関しては、第(2)号に定めるところによる。</p> <p>(2) 社債権者の選択による繰上償還 組織再編成行為による繰上償還</p> <p>ア 組織再編成行為（本号 イに定義する。）が当社の株主総会（株主総会の承認が不要な場合は取締役会）で承認された場合、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、償還日（当該組織再編成行為の効力発生日の前営業日又はそれ以前の日とする。）の2週間前までに所定の償還請求書を第(6)号に記載の償還金支払場所に提出した上で、その保有する本新株予約権付社債の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。当社はかかる償還請求書を受領した場合、償還日に償還を行う。</p> <p>イ 「組織再編成行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割（承継会社等（本号 ウに定義する。）が本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、且つ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）をいう。</p> <p>ウ 「承継会社等」とは、当社による組織再編成行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社をいう。</p>

	<p>支配権変動等事由による繰上償還</p> <p>ア 本社債権者は、支配権変動等事由(本号イに定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、所定の償還請求書を第(6)号に記載の償還金支払場所に提出した上で、その保有する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができる。当社はかかる償還請求書を受領後2週間以内に償還を行う。</p> <p>イ 「支配権変動等事由」とは、本新株予約権付社債の払込期日以降、新たな特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50パーセントを上回った場合をいう。</p> <p>(3) 買入消却</p> <p>当社は、払込期日の翌日以降いつでも本社債権者と合意した場合にはかかる合意に従って本新株予約権付社債を買入れることができる。買入れた本新株予約権付社債を消却する場合、当該本新株予約権付社債についての社債又は当該本新株予約権付社債に付された本新株予約権の一方のみを消却することはできない。</p> <p>(4) 償還日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(5) 償還金支払の取扱いは、財務代理人によって行われる。</p> <p>(6) 償還金支払場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店</p>
募集の方法	その他の者に対する割当の方法による。
申込証拠金(円)	該当事項なし。
申込期間	平成23年5月12日
申込取扱場所	山形県南陽市和田3369番地 エヌ・デーソフトウェア株式会社 経理部
払込期日	平成23年5月12日 本新株予約権を割当てする日は平成23年5月12日とする。但し、本社債の払込金額が払込期日に払込まれることを割当ての条件とする。
振替機関	該当事項なし。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするものをいう。</p> <p>2. 第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	当社は、本新株予約権付社債の発行後、償還期限までの間、各事業年度の決算期の末日における連結純資産の部の金額を、平成22年3月決算期の末日の連結純資産の部の金額の75パーセント以上の金額とすることを確約する。

（注）1．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を満たすため、本新株予約権付社債には社債管理者を設置しない。

2．財務代理人

- (1) 本新株予約権付社債の財務代理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。
- (2) 本社債の社債原簿管理人は、財務代理人がこれを行う。
- (3) 財務代理人は、本新株予約権付社債の社債権者に対していかなる義務も責任も負わず、また本新株予約権付社債の社債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有しない。

3．期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には本社債について期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行い、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (2) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定を受け、特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。
- (3) 以下に掲げるいずれかの場合において、当社が残存する本新株予約権付社債の全社債権者から書面による請求を受けたとき。

当社が、本新株予約権付社債に基づく金銭の支払義務に違背したとき。

当社が、本新株予約権付社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億6千万円を超えない場合は、この限りでない。

当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し差押え又は競売（公売を含む。）の申立てを受けたとき。

当社が本新株予約権付社債のいずれかの規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領したのち30日を経過してもその履行又は是正をしないとき。

4．本新株予約権付社債の社債権者に通知する場合の公告

本新株予約権付社債の社債権者に対し通知をする場合の公告は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて本社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

5．社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債及び本新株予約権付社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の新株予約権付社債」という。）の社債権者の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の新株予約権付社債の社債権者集会の日の2週間前までに本種類の新株予約権付社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を通知する。
- (2) 本種類の新株予約権付社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 残存する本種類の新株予約権付社債の総額（但し、当社が有する本種類の新株予約権付社債の金額の合計額は本種類の新株予約権付社債の総額に算入しない。）の10分の1以上に当たる本種類の新株予約権付社債を有する社債権者は、本種類の新株予約権付社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の新株予約権付社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

6．本社債の順位

本社債は、本新株予約権付社債の発行要項に従って強制執行可能な当社の直接、無条件、無担保（上記「財務上の特約（担保提供制限）」に記載の場合を除く。）かつ非劣後の一般債務であり、本社債相互の間において、成立の日の前後その他の理由により優先又は劣後することなく、同順位である。

- 7．本新株予約権付社債は、信用格付業者による信用格付を取得していない。
- 8．本新株予約権付社債につき、上場申請は行わない。
- 9．費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

上記注4．に定める公告に関する費用

上記注5．に定める社債権者集会に関する費用

（新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求時において適用のある転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定義する。）で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>2．転換価額 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、当初金1,000円とする。ただし、第3項に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>3．転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの発行又は処分価額}} \times \text{時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 第(1)号の算式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>時価（本号に定義する。以下本号において同じ）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び当社が存続会社となる合併又は当社が完全親会社となる株式交換により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後の転換価額は払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

## 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは付与する場合、又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他時価を下回る対価で当社普通株式の交付を受けうる証券（時価を下回る条件の取得条項又は取得請求権が付された証券又は権利を含む、以下同じ。）を発行若しくは付与する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他当社普通株式の交付を請求できる権利の全部が当初の条件で行使又は適用されたものとみなして第(1)号の算式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、当該行使請求時に調整前転換価額により当該期間内に交付された株式に加え、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

第(1)号の算式で使用する「時価」は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所（当社普通株式が複数の金融商品取引所に上場している場合には、当該期間中の当社普通株式の出来高合計が最も多い金融商品取引所を意味するものとする、以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

第(1)号の算式に使用する「既発行普通株式数」は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本号 の場合には、第(1)号で使用する「新発行・処分普通株式数」は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

## (3) 特別配当による調整

当社が、本新株予約権付社債の発行後、特別配当(本号に定義される。)を行う場合(現金配当に限定されない。)、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、本号に基づく調整による調整後転換価額は、当初の転換価額(金1,000円。但し、第(2)号に基づく調整が行われた場合には当該調整後(複数行われた場合は最終の調整後)の転換価額。)の半額を下限とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たり特別配当額}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当額」とは、1事業年度における特別配当の額を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金20,000,000円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

本号における「時価」は、当該配当に係る当該事業年度の最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、各事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。現物配当の場合はかかる現物の簿価を配当額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金20,000,000円)当たりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金20,000,000円)を当初の転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に60を乗じた金額とする。)を超える場合における当該超過額をいう。

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月1日以降これを適用する。

## (4) 転換価額の調整に使用する算式における計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整に使用する算式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額の調整に使用する算式中の調整前の転換価額に代えて調整前の転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

## (5) 第(2)号及び第(3)号による転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	4. 第3項により転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金780,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、第(1)号記載の資本金等増加限度額から第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	本新株予約権の新株予約権者は、平成23年11月12日から平成27年5月7日までの間、いつでも本新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項なし。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。



組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編成行為を行う場合、当社は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対して、当該本新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、第(1)号乃至第(10)号の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本新株予約権付社債についての社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <p>(1) 承継新株予約権の数 組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>(3) 承継新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権の内容を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号乃至第(5)号と同様の調整に服する。</p> <p>合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。</p> <p>その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>(4) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 各承継新株予約権の行使に際しては、当該承継新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該各社債の価額は、各本新株予約権付社債の払込金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継新株予約権を行使することができる期間 組織再編成行為の効力発生日又は承継新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継新株予約権の取得条項 定めない。</p>
--------------------------	---

	<p>(8) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編成行為が生じた場合 本欄に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。また、承継新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。</p>
--	---

(注) 1. 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計39個の本新株予約権を発行する。

2. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める行使請求の受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出する。
- (2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (3) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

3. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
780百万円	21百万円	759百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、下記のとおりであります。

- ・ 有価証券届出書作成費用 1百万円
- ・ 弁護士費用 9百万円
- ・ 登記費用 1百万円
- ・ コンサルティング費用 4百万円
- ・ 第三者評価機関による価値算定費用 1百万円
- ・ 割当先調査費用 2百万円
- ・ 財務代理人費用 3百万円

#### (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額	支出予定時期
NCSホールディングス株式の取得	759百万円	平成23年5月

当社取締役会は、本届出書提出日付で、コーポレート・バリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合（以下「CVFファンド」といいます。）との間で、CVFファンド所有に係るNCSホールディングス株式会社（旧：パレス・キャピタル・パートナーズ株式会社、以下「NCSホールディングス」といいます。）の株式1,120,500株（発行済株式総数に占める割合：約97.8%、以下「買収株式」といいます。）の譲受け（以下「本件買収」といいます。）に関し、株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結することを決議しており、当社は、本新株予約権付社債の新規発行により得られる手取金の全て（759百万円）を、本株式譲渡契約に基づいて平成23年5月12日に決済が予定されている買収株式の譲受け代金（総額金800百万円、以下「本株式譲受代金」といいます。）の一部として充当し、当社の手元流動資金41百万円を本株式譲受代金の残額に充当する予定です。

本新株予約権付社債は、本件買収のための資金調達を目的として発行されるものであり、当該手取金は速やかに本件買収の対価としてCVFファンドに支払われることが予定されております。このため、代替的な資金使途は特に想定しておりません。

なお、当社は、本株式譲受代金の決定に際して、持株会社であるNCSホールディングスの完全子会社である日本コンピュータシステム株式会社（以下「日本コンピュータシステム」といいます。）について、その事業内容や法務・財務上の問題点の有無等を精査しただけでなく、当社と日本コンピュータシステムとの間のシナジーを詳細に分析し、CVFファンドとの間で当社と日本コンピュータシステムの共同事業計画を協議した上で価格交渉を行うなど、CVFファンドとの間で半年以上に亘って綿密な交渉を実施いたしました。加えて、当社は、本株式譲受代金の妥当性を検証するために、独立した第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都港区、以下「ブルータス」といいます。）に買収株式の価格算定を依頼し、ブルータスから平成23年4月26日付株式価値算定書（以下「ブルータス株式価値算定書」といいます。）を取得しております。

ブルータス株式価値算定書によれば、NCSホールディングスの株式価値総額は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）では758百万円から1,083百万円まで、類似会社比較法では、総額507百万円から1,009百万円までと算定されております。（なお、各手法の算定結果の下限値は非流動性ディスカウント30%を減じたものであります。）

DCF法では、NCSホールディングスの中期事業計画、NCSホールディングスへのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向等の諸要素を考慮した平成24年3月期以降のNCSホールディングスの将来の収益予想等に基づき、NCSホールディングスが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を分析し、株式価値の範囲を算定しております。

類似会社比較法では、NCSホールディングスと類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じてNCSホールディングスの株式価値の範囲を算定しております。

当社は、上記ブルータス株式価値算定書の内容を参考に、日本コンピュータシステムとの間のシナジーやCVFファンドとの間で半年以上に亘る交渉の結果等を総合的に勘案し、本株式譲受代金を金800百万円とすることを決定しております。

なお、本件買収の対象となるNCSホールディングスは、平成20年8月当時ジャスダック証券取引所に上場していた日本コンピュータシステムの普通株式に対して、経営陣主導によるマネジメント・バイアウト（MBO）による非公開化を目的として公開買付けを実施した会社であり、現在は日本コンピュータシステムの完全親会社であります。日本コンピュータシステムは、大手システム会社等に対するソフトウェア開発業務の受託を主たる事業としており、CVFファンドは、MBOの実施以来、その経営に関する知見を活かし、NCSホールディングスを通じて、日本コンピュータシステムの経営陣とともに日本コンピュータシステムの企業価値向上に努めてきております。

NCSホールディングスの概要は以下のとおりです。

商号 : NCSホールディングス株式会社

代表者 : 橋 徳人

所在地 : 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

設立年月日 : 平成20年5月26日

主な事業の内容 : 1. 有価証券の保有、管理、運用、売買

2. 買収及び合併を対象とした企業への企業診断、投資計画及び経営一般に関するコンサルティング業務

3. 前各号に付帯する一切の事業

役員員数 : 4名

資本金 : 5億7,300万円

最近事業年度における業績（連結）の動向

	平成22年3月期
連結売上高	3,237百万円
連結売上総利益	541百万円
連結営業利益	19百万円
連結経常利益	23百万円
連結当期純利益	77百万円
連結EBITDA	140百万円
連結総資産	2,205百万円
連結株主資本	891百万円

注 上記「連結EBITDA」は、連結営業利益、減価償却費（12百万円）、のれん償却費（131百万円）及び無形固定資産償却費（17百万円）の合計額です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先の概要			
名称	コーポレート・バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合		
所在地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号		
出資額	22,905百万円		
組成目的	企業の株式等を保有する目的		
主たる出資者及びその出資比率	MUSプリンシパル・インベストメンツ株式会社	99.5%	
業務執行組合員等に関する事項	名称	無限責任組合員 パレス・キャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 金井 淨	
	資本金	1,050万円	
	事業の内容	投資事業有限責任組合財産の管理・運用等	
	主たる出資者及びその出資比率	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社（14.3%）	
提出者と割当予定先との関係			
提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
提出者と業務執行組合員等との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、本届出書提出日現在におけるものです。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社は、平成22年3月頃、パレス・キャピタル株式会社（以下「パレス・キャピタル」といいます。）が無限責任組合員を務めるC V Fファンドから提案を受け、それ以来、継続的に以下のような一連の取引（以下「本取引」といいます。）について協議を行ってまいりました。

当社が第三者割当の方法により本新株予約権付社債を発行し、C V Fファンドから資金調達を行うこと（資本提携）。  
当社が、上記 で調達した資金により本件買収を行うこと。

上記 及び と同時に、当社とC V Fファンドの間で、当社及びN C Sホールディングスの経営統合・経営支援を目的とする事業提携を行うこと（上記 の資本提携と併せて、以下「本事業・資本提携」といいます。）。

当社は、本取引を検討した結果、本件買収によって日本コンピュータシステムの有する情報システムソリューションを中心とするソリューション業務に関する技術とノウハウを獲得し、当社のパッケージソフトウェア開発・販売と一体化させることで、S a a Sやクラウドコンピューティングサービスへの対応といった、よりお客様に使いやすいソフトウェアとサービスの開発・提供が実現できること（付加価値の創造）、単に買収株式を譲り受けた場合に比して、併せて本事業・資本提携を行い、過去日本コンピュータシステムの経営に携わってきたC V Fファンドの助言を受ける方が、当社と日本コンピュータシステムのシナジーをより効率的に発揮できることが期待できること、C V Fファンドから当社グループの成長戦略の実現に係る支援・経営管理ノウハウ等の提供を受け、また、三菱U F J証券ホールディングス株式会社（以下「M U S H D」といいます。）の親会社である株式会社三菱U F Jフィナンシャル・グループ（以下「M U F G」といいます。）の有する有能な人材と自由闊達な意見交換をなすことで、当社グループの経営のさらなる効率化・円滑化の実現が期待できることなどを勘案し、結論として、本取引の一環として本新株予約権付社債を発行し、C V Fファンドをその割当予定先として選定することが、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社グループの企業価値の向上に資するものと判断いたしました。

なお、当社は、C V Fファンドとの間で本届出書提出日付で本事業・資本提携に向けた覚書を締結し、本届出書の効力が発生した後に、本新株予約権付社債の発行及び本事業・資本提携に関する正式契約（以下「本事業・資本提携契約」といいます。）を締結し、C V Fファンドから本新株予約権付社債に係る資金調達を行った上で、これを買収株式の譲受け代金の一部に充当することで本件買収を実行する予定です。

なお、本新株予約権付社債の割当予定先であるC V Fファンドを運営するパレス・キャピタルは、バイアウトによる独立支援、企業の財務状況の改善支援、成長のための資金調達及び事業会社との共同投資など、幅広いエクイティ・ニーズに応えることに加え、能動的に経営改善・財務改善提案を行うことで投資先の企業価値を高めることを目的としており、例えば株式会社パトライトや株式会社フーズネット等の事業会社に対して、C V Fファンドを通じて、株式価値最大化のためのアドバイスを提供してきた実績を有します。また、パレス・キャピタルは、M U F Gの中核証券会社である三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社と業務提携を行っており、M U F Gの金融ソリューション力等を幅広く活用することができる投資ファンド運営会社であります。

（注）「S a a S」とは、Software as a Serviceの略語であり、ソフトウェアの機能のうち、必要なものだけをサービスとして利用できるようにしたソフトウェア又はその提供形態のことを言います。

## (3) 割り当てようとする株式の数

コーポレート・バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合 当社普通株式 780,000株

（注）割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額1,000円においてすべて転換された場合における株式の数となります。

#### (4) 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるC V Fファンドが、当社が本件買収を行うことによって実現されるシナジー効果を、さらにパレス・キャピタルの経営資源を活用することでより効果的に創出し、もって当社グループの企業価値の向上に伴うキャピタルゲインを獲得することを目的として、本新株予約権付社債又は本新株予約権行使に伴って交付される普通株式（以下「本新株予約権付社債等」といいます。）を中期的に保有する方針であると確認いたしております。

また、当社と割当予定先が、本届出書の効力発生後に締結する予定である本事業・資本提携契約には、下記「2 株券等の譲渡制限」に記載のとおり、本新株予約権付社債等の譲渡について一定の制限を付すことに合意しております。

#### (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から払込みに支障がない旨の確認書を受領しており、また割当予定先から銀行口座の残高証明書を受領しているため、払込みに支障がないものと判断いたしております。

#### (6) 割当予定先の実態

本新株予約権付社債の割当予定先であるC V Fファンドが取得した本新株予約権付社債に関しては、C V Fファンドの無限責任組合員であるパレス・キャピタルがその本新株予約権の行使請求、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の処分、当該普通株式に係る議決権の行使等を行う権限を有します。

当社は、C V Fファンド並びにその役員及び主な出資者が、暴力団・暴力団員又はそれに準じる者でなく、また、そのような反社会的勢力との取引関係・資本関係を有しないことについて、割当予定先からその旨の確認書を受領しております。

また、当社は、C V Fファンドの無限責任組合員であるパレス・キャピタルの社内規程及びパレス・キャピタルの主要な株主であるM U S H Dの公表された反社会的勢力に対する基本方針に、同社とその役職員が反社会的勢力との取引等一切の関係を排除する旨の条項があることを確認するとともに、パレス・キャピタルとパレス・キャピタルの株主10社のうち非上場会社7社について、外部の調査機関である株式会社J P Rサーチ&コンサルティング（東京都港区）を通じて反社会的勢力との取引・資本関係がないことを確認しております。

さらに、当社は、割当予定先であるC V Fファンド及びパレス・キャピタル並びにその役員及び主な出資者・主要株主が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことについて、当社は、大阪証券取引所にその旨の確認書を提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

当社とC V Fファンドが、本届出書の効力発生後に締結する予定である本事業・資本提携契約には、本新株予約権付社債等の譲渡について、以下の事項についての合意がなされる予定です。

C V Fファンドが、本新株予約権付社債の発行後1年6ヶ月間に本新株予約権付社債等を第三者に譲渡する場合には、当社の事前の書面による合意を必要とすること。

当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、C V Fファンドによる当社の同業者等に対する譲渡は禁止されること。

C V Fファンドは、本新株予約権付社債等の譲渡につき事前に当社と協議すること。また、当社に売却先の希望があれば

C V Fファンドはこれを合理的な範囲で可能な限り尊重すること。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 本新株予約権付社債を選択した理由

当社は、本件買収を行うための資金調達方法として本新株予約権付社債を選択するに当たり、広く他の資金調達方法（例えば、保有する現預金の使用、借入れ、普通社債、公募増資、第三者割当増資など）との比較を行った上で、既存株主の皆様への配慮、財務基盤の強化、金利負担の有無などの観点も含めて慎重に検討いたしました。その結果、当社は、以下のような理由から、本新株予約権付社債の発行が他の資金調達方法に比して既存株主の皆様にとって最良であると判断しております。

まず、当社保有の現預金については、介護分野における法改正や社会情勢の変化に臨機応変に対応するために確保されているものであり、また、今後の戦略的な投資資金としても活用されるべきものであるため、常に相当程度の現預金を保有し続けておくことが妥当であると判断いたしました。

また、借入れ又は普通社債と異なり、新株予約権付社債に付された新株予約権行使に伴って交付される株式は、当社の発行する株式の流動性を高め、株価の安定性を高めていくべきという当社の中長期的な課題に対しての解決策として有効であると判断いたしました。

加えて、一般的に新株予約権の行使時期は分散されることから、短期間に大量の株式を発行する時価発行増資と比して、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できるものと判断いたしました。

さらに、第三者割当の方法による資金調達は、株主割当の方法による発行と比して、迅速かつ確実な資金調達が可能であるものと判断いたしました。

そして、その上で、本取引における特殊事情としても、本新株予約権付社債は、無利息とされていることから通常の株式や社債を発行した場合よりも短期的に財務状況に悪影響を及ぼさないこと、本新株予約権付社債の発行は、本取引の一環として行われるものであり、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載の通り、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものであると考えられることなども勘案し、C V F ファンドを割当予定先とする第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行は、他の資金調達方法に比して既存株主の皆様にとっても最良であるものと判断いたしました。

#### (2) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株予約権付社債の発行条件である、発行価格、転換価額、利率等につきましては、当社の経営環境、財務状況、当社株式の流動性、株価水準等の諸条件のほか、本新株予約権の行使が本新株予約権付社債の発行後6ヶ月間制限されており、また、本新株予約権付社債等の譲渡も原則として本新株予約権付社債の発行後1年6ヶ月間禁止されていることや割当予定先による当社グループに対するデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、割当予定先との交渉を経た結果、決定されております。

なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者評価機関であるプルートラスに対して、本新株予約権付社債の価値の算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書（以下「プルートラス評価書」といいます。）を取得しております。プルートラス評価書では、本新株予約権付社債について、当社の株価、当社株式の株価変動性（ボラティリティ）、割当予定先の保有方針、平均売買出来高、本新株予約権の行使可能期間、本新株予約権付社債等の譲渡制限等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

当社は、当社の法律顧問である松田良成弁護士（東京都港区）の助言などを参考にし、プルートラス評価書により、本新株予約権付社債の発行価格が本新株予約権付社債の公正価値を上回っていることを確認した上で、本新株予約権付社債の利息、払込金額その他の発行条件等を勘案しても、本社債に本新株予約権を付することによって得ることのできる経済的利益は本新株予約権の公正価値を上回っているものと考え、本新株予約権の払込金額を無償とすることは、合理的であると判断いたしました。さらに、当社は、本新株予約権付社債の発行に伴う本事業・資本提携の結果として当社グループの企業価値の一層の向上が期待できるという点を考慮すれば、単に上記のような定量的な観点からのみでなく、定性的な観点からも本新株予約権の払込金額を無償とすることは合理的であるものと考えております。また、その他の発行条件についても上記に加え、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」に記載された事由をも勘案の上、合理的であるものと判断しております。なお、後述するとおり、本新株予約権付社債の転換価額（1,000円）は、平成23年4月26日の当社株式の終値（1,076円）及び同日から遡った1ヶ月の平均株価（1,010円）から一定程度乖離しておりますが、本新株予約権の行使が本新株予約権付社債の発行後6ヶ月間制限されており、直ちに行使できる訳ではないこと、「一、1. 事業・資本提携の理由」において述べたとおり、本新株予約権付社債の発行を含む本取引が、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものであることなどから、かかる転換価額を含む本新株予約権付社債の発行条件が合理的であるという結論が変わりはないものと判断しております。



また、かかる議論を踏まえ、当社の監査役全員が、当社取締役より発行要項の内容及び上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況(2) 割当予定先の選定理由」記載の事由の説明を受けるとともに、上記ブルーパス評価書等も考慮に入れて総合的に判断した結果、本新株予約権付社債の公正価値は、本新株予約権付社債の発行価格を下回っているものと認められることから、本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととするは「特に有利な条件」(会社法第238条第3項第1号)に該当しない旨の意見を述べております。

なお、ご参考までに、本新株予約権付社債の転換価額(1,000円)は、本届出書提出日の前営業日の当社株式の終値(1,076円)に対して7.1%のディスカウント、本届出書提出日の前営業日から遡った1ヶ月間の平均株価(1,010円)に対して1.0%のディスカウント、3ヶ月間の平均株価(992円)に対して0.8%のプレミアム、6ヶ月間の平均株価(932円)に対して7.3%のプレミアムを加えた金額となります(平均株価は円位未満小数第1位までを、プレミアム又はディスカウントの値は小数第2位までを計算し、それぞれ小数第1位及び小数第2位を四捨五入して計算しております。)

#### (3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換により新規に発行される株式数は780,000株(議決権数7,800個)であり、これはそれぞれ平成23年2月14日提出に係る第32期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日時点の当社の発行済株式総数3,478,200株の22.43%及び同日時点の議決権総数33,482個においては23.30%に相当し、本新株予約権の行使により1株当たりの株式価値は希薄化が生じる可能性があります。

しかし、当社は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況(2) 割当予定先の選定理由」において述べたとおり、本新株予約権付社債の発行を含む本取引が、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものであり、本新株予約権行使に伴って交付される普通株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の全てが当初転換価額で権利行使された場合における潜在株式数(割当議決権数)は、平成22年12月31日現在の総議決権数33,482個の23.30%となり、本新株予約権付社債の第三者割当による希薄化率が25パーセントを超えないことから、本新株予約権付社債の発行は、大規模な第三者割当に該当しません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
佐藤 廣志	山形県南陽市	1,027,000	30.67	1,027,000	24.88
コーポレート・バリュー アップ・ファンド投資事 業有限責任組合	東京都千代田区霞が関3 - 2 - 5	-	-	780,000	18.89
青木 精志	山形県南陽市	366,600	10.95	366,600	8.88
エヌ・デーソフトウェア 従業員持株会	山形県南陽市和田3369	282,200	8.43	282,200	6.84
住商情報システム株式会 社	東京都中央区晴海1 - 8 - 12	170,000	5.08	170,000	4.12
佐藤 忠宏	山形県南陽市	100,000	2.99	100,000	2.42
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町3 - 2 - 3	100,000	2.99	100,000	2.42
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1 - 8 - 11	83,600	2.50	83,600	2.03
きらやかキャピタル株式 会社	山形県山形市旅籠町3 - 2 - 3	70,000	2.09	70,000	1.70
鈴木 幸夫	山形県南陽市	55,500	1.66	55,500	1.34
計	-	2,254,900	67.35	3,034,900	73.52

(注) 1. 「所有株式数」につきましては、平成22年9月30日時点の株主名簿の数値を記載しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成22年12月31日現在の総議決権数33,482個を基に算定されております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成22年12月31日現在の総議決権数33,482個に、C V F ファンドに割り当てる本新株予約権付社債に係る本新株予約権全部が当初転換価額にて行使されたとした場合の新株予約権の目的である株式の総数780,000株に係る議決権の数7,800個を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役の判断

本新株予約権付社債の第三者割当は、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載されるとおり、大規模な第三者割当に該当しません。

しかしながら、本新株予約権付社債が全て転換された場合、転換後普通株式を持つC V Fファンドは第二位の株主となり、当社の経営方針等に影響力を有することになる可能性があるものと考えられます。

そこで、当社は、既存株主の皆様の利益を保護するため、大規模な第三者割当に該当した場合に入手すべき独立第三者の意見の入手を含めた慎重な検討を行いました。

当社は、本取引を検討した結果、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (2) 割当予定先の選定理由」において述べたとおり、本新株予約権付社債の発行を含む本取引が、結論として、当社グループの今後の事業戦略に合致し、当社株式の希薄化を上回って当社グループの企業価値の向上に資するものであることに加え、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 本新株予約権付社債を選択した理由」において述べたとおり、本新株予約権付社債の発行自体も、資金調達手段としても他の資金調達手段に比して相対的に有利な条件での資金調達であること、「第3 第三者割当の場合の特記事項 2 株券等の譲渡制限」において述べたとおり、本新株予約権の行使が本新株予約権付社債の発行後6ヶ月間制限されており、本新株予約権付社債等の譲渡も原則として本新株予約権付社債の発行後1年6ヶ月間禁止されているなど既存の当社株式の希薄化及び当社株式の流動性に与える影響に一定の配慮がなされていることなどを総合的に勘案し、本新株予約権付社債の発行が必要かつ合理的であると判断致しました。

### (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権付社債の発行は、大規模な第三者割当に該当しませんが、当社としては、既存株主の皆様の利益を保護するため、上記(1)に記載されたとおり本新株予約権付社債の発行が必要かつ適切であるか慎重に検討いたしました。

当社取締役会は、公正を期するため、ブルータス評価書を取得したほか、当社から独立した第三者としてこの種の取引に知見を有する吉新拓世弁護士（東京都港区）から、本取引は当社の企業価値向上に有益なものであり、買収株式の取得価格の妥当性、本新株予約権付社債の発行条件が決定された経緯の合理性、発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性等を検討した結果、本新株予約権付社債に係る第三者割当は必要かつ相当なものである旨の意見を入手した上で、取締役全員一致で本新株予約権付社債を発行することを決議しております。

### (3) 既存株主への影響

本新株予約権付社債の発行は大規模な第三者割当には該当しませんが、本新株予約権付社債が全て転換された場合、当社普通株式につき上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載したとおり一定程度の希薄化が生じることになります。

しかしながら、今回の一連の取引を実行することにより、当社グループの事業基盤が一層強固となり、当社グループのさらなる成長を実現することが期待できること、かかる希薄化の影響が大規模な第三者割当に該当する場合に比して制限的であることなどを勘案すれば、本新株予約権付社債の発行は、既存株主の皆様に対しても希薄化を上回る利益をもたらすものと当社は考えております。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書又は四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年4月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について追加が生じております。その内容は以下のとおりであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年4月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 新株予約権等による株式の希薄化リスク

当社は、前記「第一部 証券情報 第1 募集要項」に記載のとおり、平成23年4月27日（水）開催の取締役会において、本新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社は今回の資金調達を通じて業容の拡大並びに今後の収益性の向上を図り、企業価値の増大を目指していくこととしております。また、平成17年3月25日臨時株主総会で決議されました新株予約権の行使可能株数77,200株（平成22年12月31日現在）を合わせ、平成22年12月31日現在の総議決権数に対して最大で25.60%の希薄化が生じる可能性があります。

### 2【臨時報告書の提出】

#### (1) 平成22年6月28日 東北財務局長に提出

平成22年6月25日開催の当社第31期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月25日

当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金30円（配当総額は100,428,000円）

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、佐藤廣志氏、青木精志氏、富田茂氏、佐藤隆志氏、鈴木隆志氏、平繁美氏及び大野聡氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、加藤英樹氏を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	可決要件	決議結果
第1号議案	24,139個	51個	- 個	99.7%	(注) 1	可決
第2号議案	24,121個	69個	- 個	99.7%	(注) 2	
第3号議案					(注) 1	
佐藤 廣志	23,109個	1,081個	- 個	95.5%		可決
青木 精志	23,131個	1,059個	- 個	95.6%		可決
富田 茂	23,127個	1,063個	- 個	95.6%		可決
佐藤 隆志	23,131個	1,059個	- 個	95.6%		可決
鈴木 隆志	23,131個	1,059個	- 個	95.6%		可決
平 繁美	23,131個	1,059個	- 個	95.6%		可決
大野 聡	23,115個	1,075個	- 個	95.5%		可決
第4号議案	24,134個	56個	- 個	99.7%	(注) 1	可決
第5号議案	24,062個	128個	- 個	99.47%	(注) 1	可決

(注) 1 . 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注) 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期 第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

エヌ・デーソフトウェア株式会社  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 尾町 雅文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高原 透 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・デーソフトウェア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヌ・デーソフトウェア株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エヌ・デーソフトウェア株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、エヌ・デーソフトウェア株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

エヌ・デーソフトウェア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾町 雅文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高原 透 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエヌ・デーソフトウェア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エヌ・デーソフトウェア株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

エヌ・デーソフトウェア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾町 雅文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高原 透 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・デーソフトウェア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヌ・デーソフトウェア株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エヌ・デーソフトウェア株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、エヌ・デーソフトウェア株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月4日

エヌ・デーソフトウェア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高原 透 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 今江 光彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエヌ・デーソフトウェア株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エヌ・デーソフトウェア株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

エヌ・デーソフトウェア株式会社  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 尾町 雅文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高原 透 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・デーソフトウェア株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヌ・デーソフトウェア株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

エヌ・デーソフトウェア株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 尾町 雅文 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高原 透 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・デーソフトウェア株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヌ・デーソフトウェア株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。